

平成五年運輸省令第三号

国際観光ホテル整備法施行規則

国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）の規定に基づき、国際観光ホテル整備法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十九号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、国際観光ホテル整備法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条 法第四条の規定によりホテルの登録を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載したホーテル登録申請書を提出しなければならない。

一 法第四条第一項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項

二 客室総数、第四条第一項第一号に規定するホテル基準客室の数及びその他の客室の数（通常一人で使用する客室とその他の客室とを区分すること。）、ホテルの収容人員並びにロビーその他他の客の共用に供する室及び食堂の面積

三 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請に係るホテルに関する位置図、配置図及び次に掲げる事項を記載した各階平面図

イ 各客室（第四条第一項第一号に規定するホテル基準客室とその他の客室とを区別して着色すること。）及び客室内部の主な設備

ロ ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂（それぞれを区別して着色すること。）並びにこれらの床面積

ハ 玄関、フロント、乗用の昇降機、浴室、シャワー室、便所、非常口への道順の標示、避難設備、消火器その他の主要な施設又は設備（客室内部のものを除く。）

二 申請に係るホテルの主要な外観及び主要なホテル基準客室、ロビー、食堂その他の建物内部の施設の写真

三 申請に係るホテルによるホテル業が旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第三条第一項の規定による許可を受けていることを証する書類

四 申請に係るホテルが消防法（昭和二十三年法律第八十六号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類

五 申請に係るホテルが建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合することを証する書類

六 客の宿泊に関し支払うことのある損害賠償のため保険契約を締結していることを証する書類

七 非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国语により記載した案内書

八 法人につては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

九 最近の事業年度における貸借対照表

ハ 役員の名簿

九 個人にあつては、次に掲げる書類

イ 財産に関する調書

九 ロ 住民票の写し

十 法第六条第一項第二号から第八号までのいずれにも該当しないことを証する書類

十一 前項の規定にかかるわらず、観光庁長官が法第三十二条第一項の規定により登録実施事務の全部又は一部を自ら行う場合において、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の規定により、地方公共団体情報システム機構から当該登録を申請しようとする者に係る機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード（同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。）以外のもの提供を受けるときは、前項第九号ロに掲げる書類を添付することを要しない。

十二 登録実施機関（觀光庁長官が法第三十二条第一項の規定により登録実施事務の全部又は一部を自ら行う場合には、觀光庁長官）は、第二項に規定するもののほか登録のため必要な書類の提出を求めることができる。

（公示事項）
第三条 法第五条第二項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 ホテルの名称及び所在地

二 登録番号

三 登録年月日

（ホテルの基準）

第四条 法第六条第一項第一号イの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次号に規定する要件を備えている客室（以下「ホテル基準客室」という。）の数が、十五室以上あり、かつ、客室総数の二分の一以上あること。

二 ホテル基準客室は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 洋式の構造及び設備をもつて造られていること。

ロ 床面積が、通常一人で使用する客室については九平方メートル以上、その他の客室については十三平方メートル以上あること。

ハ 適当な採光のできる開口部があること。

ニ 浴室又はシャワー室及び便所があること。

ハ 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備があること。

ニ 入口に施錠設備があること。

ト 電話があること。

法第六条第一項第一号ロの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 洋式の構造及び設備をもつて造られているものがあること。

二 付近に入口から男女の区別がある共同用の便所があること。

三 前二号に掲げる基準を満たすものが、収容人員に相応した規模であること。

四 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 客房が安全に宿泊でき、かつ、環境が良好であること。

二 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

三 客その他の関係者が、営業時間中、自由に出入りすることができる玄関があること。

四 客の応接、宿泊者名簿の記入等の用に供されるフロントがあること。

五 法第六条第一項第一号ハの国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

(登録事項の変更の届出)

第五条 法第七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項

を記載した登録事項変更届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

四 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

五 変更を必要とした理由

2 法第七条第二項の国土交通省令で定める書類は、第一条第二項に掲げる書類のうち登録事項の

変更に伴いその内容が変更されたものとする。

3 第二条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

（標識の様式）

第六条 法第九条の国土交通省令で定める様式は、第一号様式とする。

（外客接遇主任者の要件）

第七条 法第十条の国土交通省令で定める外客接遇主任者の要件は、次のいずれにも該当すること

とする。

一 登録ホテルにおいて三年以上接客業務に従事した経験を有すること又はこれと同等以上の能

力を有すると認められること。

二 登録ホテルにおいて外客接遇上必要な外国語会話の能力を有していると認められること。

（外客接遇主任者の職務）

第八条 法第十条の国土交通省令で定める外客の接遇に関する業務の管理に関する事務は、第十三

条第一項に規定する外客に接する従業員に対する研修計画に関する事務とする。

第九条 法第十二条第一項の国土交通省令で定める業務に関する料金は、次のとおりとする。

一 朝食及び夕食の料金を含まない宿泊料金

二 朝食又は夕食の料金を含む宿泊料金を定めた場合における当該料金

三 サービス料

2 法第十二条第一項の規定により料金の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事

項を記載した料金設定（変更）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録ホテルの名称及び所在地

三 登録番号

4 届出に係る料金を実施しようとする年月日

七 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

5 届出に係る料金の種類、額及び適用方法（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

6 届出に係る料金を適用する客室の種別及び種別ごとの数

7 届出に係る料金の公示は、玄関又はフロントに第一項各号の料金を、客室

に当該客室に係るこれらの料金を、それぞれ日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲

示することにより行うものとする。

（宿泊約款）

第十一条 法第十二条第一項の規定により宿泊約款の設定又は変更の届出をしようとする者は、次に

掲げる事項を記載した宿泊約款設定（変更）届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 登録ホテルの名称及び所在地

四 設定又は変更した宿泊約款（変更の届出の場合は、新旧の対照を明示すること。）

五 設定又は変更した宿泊約款を実施しようとする年月日

六 変更の届出の場合は、変更を必要とする理由

2 法第十二条第三項の規定による宿泊約款の公示は、玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

（施設の管理の方法）

第十二条 登録ホテル業を営む者は、次の方法により当該登録ホテルの施設を管理しなければならぬ。

一 次の設備等の状態について毎日一回点検し、必要な整備をすること。

2 法第十二条第三項の規定による宿泊約款の公示は、玄関又はフロント及び客室に当該約款を日本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

3 本語及び外国語により記載して備え置き、又は掲示することにより行うものとする。

4 ロビーその他の客の共用に供する室及び食堂の付近の共同用の便所

5 次の設備の状態について少なくとも毎年一回定期に点検し、必要な整備をすること。

6 冷房設備及び暖房設備

7 昇降機設備

8 給排水設備

9 前号の点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次の事項を定期点検整備簿に記載すること。

10 一 前号の年月日

11 二 点検の結果

12 三 整備の概要

13 四 その他適時必要な整備、清掃又は消毒をすること。

14 二 前項第三号の定期点検整備簿は、その記載の日から二年間保存しなければならない。

15 一 （宿泊に関するサービスの提供等）

16 二 登録ホテル業を営む者は、宿泊料金、飲食料金その他の当該ホテルにおいて提供するサ

ービスについて、外客間又は外客とその他の客との間で不当な差別の取扱いをしてはならない。

17 三 教育の程度及び方法

18 第十三条 登録ホテル業を営む者は、外客に接する従業員に対する研修計画を定め、これに従い外

客に接する従業員に教育を施さなければならない。

19 二 前項の研修計画は、当該登録ホテルにおいて外客接遇上必要な外国語会話及び接客技術を習得

させることを内容とするものでなければならない。

20 一 登録ホテル業を営む者は、観光庁長官から、当該登録ホテルにおいて外客接遇上必要な外国語

会話及び接客技術について、外客に接する従業員に観光庁長官の指定する者の行う研修を受けさせるべき旨の通知を受けたときは、外客に接する従業員を当該研修に参加させなければならない。

21 二 外客の利便の増進のための措置

22 三 従業員の表示

第十四条 登録ホテル業を営む者は、客に接する従業員に、制服を着用させ、又はその他の方法によりその者が従業員であることを表示させなければ、その者をその職務に従事させてはならない。

23 一 複数の外国語による案内標識を整備すること。

24 二 宿泊その他のサービスについて、クレジットカードによる料金の支払を可能とし、かつ、一定額以上の外客を受け入れる施設にあっては、本邦通貨と外国通貨の両替その他の方法により

本邦通貨の取得を可能とすること。

25 三 インターネットを利用できる機能を有する設備の整備を図ること。

26 四 外客の接遇の充実を図るための措置として次に掲げるもの

27 一 外客接遇上必要な外国語会話の能力を有する複数の従業員による接遇を可能とすること。

(登録実施機関の登録の更新)

第二十条の二 前一条の規定は、法第二十一条の登録の更新について準用する。

(登録実施機関の名称等の変更の届出)

第二十一条 登録実施機関は、法第二十二条第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録実施機関名稱等変更届出書を提出しなければならない。

- 一 変更後の登録実施機関の氏名若しくは名称若しくは住所又は法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 変更後の登録実施事務を行う事務所の名称又は所在地
- 三 変更の予定期日

(役員の選任及び解任の届出)

第二十二条 登録実施機関は、役員を選任又は解任したときは、次に掲げる事項を記載した登録実施機関役員選任(解任)届出書を提出しなければならない。

- 一 選任した役員の氏名又は解任した役員の氏名
- 二 選任の場合にあつては、その者の履歴
- 三 解任の場合にあつては、その理由

(登録実施事務規程)

第二十三条 法第二十四条の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録実施事務を行う事務所に関する事項

(帳簿)

第二十四条 刪除

法第二十四条の国土交通省令で定める登録実施事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

- 一 登録実施事務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 登録実施事務を行う事務所に関する事項

(帳簿)

第二十五条 法第二十五条の国土交通省令で定める帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

- 一 登録の申請又は登録事項の変更の届出をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 登録の申請又は登録事項の変更の届出に係るホテル又は旅館の名称及び所在地
- 三 登録の申請又は登録事項の変更の届出を受けた年月日
- 四 登録又は拒否の別
- 五 拒否の場合には、その理由
- 六 登録を行った年月日
- 七 登録番号
- 八 登録の内容
- 九 その他登録実施事務に関し必要な事項

2 法第二十五条の帳簿は、登録実施事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、登録実施事務を廃止するまで保存しなければならない。
(観光庁長官への報告)

第二十六条 登録実施機関は、登録ホテル等が法第六条第一項第一号(法第十八条第二項において準用する場合を含む。)に該当するに至ったと思料するときは、直ちに、その旨及び当該登録ホテル等に係る登録実施事項を観光庁長官に報告しなければならない。
(登録実施事務の休廃止の届出)

第二十七条 登録実施機関は、法第二十八条第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した登録実施事務休止(廃止)届出書を提出しなければならない。
を記載した登録実施事務休止(廃止)届出書を提出しなければならない。

(登録実施事務の範囲)

二 休止又は廃止の予定期日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(財務諸表等の閲覧の方法)

三 浴室又はシャワー室及び便所の設備のある洋式基準客室の数が、洋式基準客室総数の三分の一以上あること。

四 浴室又はシャワー室の設備のない洋式基準客室の数に相応した数の共同用の浴室又はシャワー室があること。

五 ロビーその他の客の公用に供する室及び食堂は、次に掲げる要件を備えていること。

六 環境が良好であること。

七 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

八 客の利用に供する最下の階から数えて四番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機があること。

九 共同用の浴室又はシャワー室があること。ただし、すべての和式基準客室に浴室又はシャワー室がある場合は、この限りでない。

十 和式基準客室（便所がないものに限る。）の客の公用に供する入口から男女の区別がある便所があること。

十一 次に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ次に定める場所に当該事項が外客に分かりやすく標示されていること。

十二 次に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ次に定める場所に当該事項が外客に分かりやすく標示されていること。

十三 客室の室名又は室番号及び食堂その他の客の公用に供する主な施設の標示 当該室等の外側会計場所の標示 会計場所

十四 避難設備、消火器等の配置図及び非常の際の避難経路の標示 客室

十五 非常口への道順の標示 廊下、階段その他の通路

十六 避難設備、消火器等の標示及びこれらの設備の使用方法 当該設備の設置場所

十七 客室に、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていること。

十八 旅館の基準の特例

第四条 改正法附則第二条第一項の規定により法第十八条第一項の登録を受けたものとみなされた旅館に係る改正法附則第三条において読み替えて適用する法第十八条第二項において準用する法第十二条の運輸省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次号に規定する要件を備えている客室（以下「和式基準客室」という。）の数が、十室以上あり、かつ、客室総数の三分の一以上あること。

二 和式基準客室は、次に掲げる要件を備えていること。

イ 客室全体が、日本間として調和のとれたものであること。

ロ 適当な採光のできる開口部があること。

ハ 適当な採暖設備があること。ただし、季節的に営業するため、又は当該地域が温暖であるため、その必要がないと認められる旅館については、この限りでない。

ニ 洗面設備があること。

ホ 入口に施錠設備があること。

電話又は呼鈴があること。

三 浴室又はシャワー室及び便所の設備のある和式基準客室の数が、二室以上あり、かつ、和式基準客室総数の十分の一以上あること。

四 冷水及び温水を出すことのできる洗面設備のある和式基準客室の数が、四室（和式基準客室の数が十五室を超えるときは、その超える客室の数の四分の一に四室を加えた数）以上あること。

五 ロビーその他の客の公用に供する室であつて、付近に入口から男女の区別がある共同用の便所があるものがあること。

六 環境が良好であること。

七 客室等の配置が適正であり、建物の意匠、使用材料、施工等が良好であること。

八 客の利用に供する最下の階から数えて四番目以上の階を客の利用に供する場合は、客の利用に供する階の相互の間で利用できる乗用の昇降機があること。

九 共同用の浴室又はシャワー室があること。ただし、すべての和式基準客室に浴室又はシャワー室がある場合は、この限りでない。

十 和式基準客室（便所がないものに限る。）の客の公用に供する入口から男女の区別がある便所があること。

十一 次に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ次に定める場所に当該事項が外客に分かりやすく標示されていること。

十二 次に掲げる標示すべき事項の区分に応じ、それぞれ次に定める場所に当該事項が外客に分かりやすく標示されていること。

十三 客室に、非常の際に安全を確保する上で必要な事項を日本語及び外国語により記載した案内書が備え置かれていること。

十四 旅館の基準の特例

第五条 改正法附則第四条第四項において準用する法第七条第二項の運輸省令で定める書類は、当該ホテル又は旅館に係る登録ホテル業等を営む者が、法第六条第一項第二号に該当しないことを証する書類とする。

（指定登録機関が行う登録の更正等に関する事務）

第六条 指定登録機関が、登録の更正等に関する事務（改正法附則第五条第一項に規定する登録の更正等に関する事務をいう。以下同じ。）を行う場合にあつては、当該事務は、登録事務を行なう事務所において行うものとする。

第七条 改正法附則第五条第二項において準用する法第二十四条第一項の運輸省令で定める登録の更正等に関する事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。

一 登録の更正等に関する事務の実施の方針に関する事項

二 登録の更正等に関する事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

三 その他登録の更正等に関する事務の実施に関し必要な事項

第八条 改正法附則第五条第二項において準用する法第二十六条の運輸省令で定める帳簿の記載事項は、次のとおりとする。

一 改正法附則第二条第三項による更正又は改正法附則第四条第三項の規定による届出に係るホテル又は旅館の名称及び所在地

二 登録番号

三 更正を行つた年月日

四 更正の内容

五 届出を受けた年月日

六 登録を行つた年月日

七 登録の内容

八 その他登録の更正等に関する事務に関し必要な事項

第九条 改正法附則第五条第二項において準用する法第二十六条の帳簿は、登録の更正等に関する事務を行なう事務所ごとに作成して備え付け、登録事務を廃止するまで保存しなければならない。

四十条の規定は、指定登録機関が行う登録の更正等に関する事務について準用する。

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日（平成六年十月一日）から施行する。
（施行期日）

第三条 この省令の施行前に運輸省令の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処

この省令による改正後の閣僚省令の本當規定により行われたものとみなす。

(施行期日) 第二条 本令は、昭和二年四月一日から施行する。

(証票等に関する経過措置)

職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
（施行期日）

附 貝(平成十三年三月五日国士道省令第三十七号)
この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。
付 则（平成十四年四月三〇日内閣府訓令第二二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行する。

(施行期日) 平成二六年二月二六日国土交通省令第六号

第一号 附則（平成一七年三月七日国土交通省令第一二号）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

第一条 (施行期日) この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）

第三条 (経過措置) この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による处分、手続、その他の

行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という）の規定の適用については、相当規定によつてしたものとみなす。

昭和二十一年九月一日
國立交通省令第十七號

(経過措置) 第四条 一つ省令の施行の祭見に序する第二条の規定による改正前の毎誰審判去施行見則別表によ

る証票、第六条の規定による改正前の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による書類、第六号様式による取引額報告書、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証、第八号様式による合格証再交付申請書、第十一号様式による標識、第十二号様式による標識、第十三

号様式による標識、第十四号様式による標識、第十五号様式による証明書及び第十六号様式による証票、第十二条の規定による改正前の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正前の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記様式による標識は、それぞれ第二条の規定による改正後の海難審判法施行規則別表による証票、第六条の規定による改正後の通訳案内士法施行規則第一号様式による合格証書及び第二号様式による筆記試験合格証書、第九条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿、第四号様式による登録事項変届出書、第五号様式による書類、第六号様式による取引領報告書、第七号様式による旅行業務取扱管理者試験合格証、第八号様式による合格証再交付申請書、第十一号様式による標識、第十二号様式による標識、第十三号様式による標識、第十四号様式による標識、第十五号様式による証明書及び第十六号様式による証票、第十二条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行規則第三号様式による証明書並びに第十八条の規定による改正後の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律施行規則別記第一号様式による標識とみなす。

附 則 (平成二〇年一二月一日国土交通省令第九七号) 抄

1 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年六月二〇日国土交通省令第五五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年一二月九日国土交通省令第八二号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日(平成二十八年一月一日)から施行する。

(国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 当分の間、第二十四条及び第二十五条の規定による改正後の国際観光ホテル整備法施行規則第二条第三項及び第十九条第三項の規定の適用については、同令第二条第三項中「のうち住民票コード」(同法第七条第十三号に規定する住民票コードをいう。以下同じ。)以外のものの提供」とあるのは「の提供」と、同令第十九条第三項中「のうち住民票コード以外のものの提供」とあるのは「の提供」とする。

附 則 (令和元年九月一三日国土交通省令第三四号)

(施行期日)

第一条 この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(以下「整備法」という。)の施行の日(令和元年九月十四日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

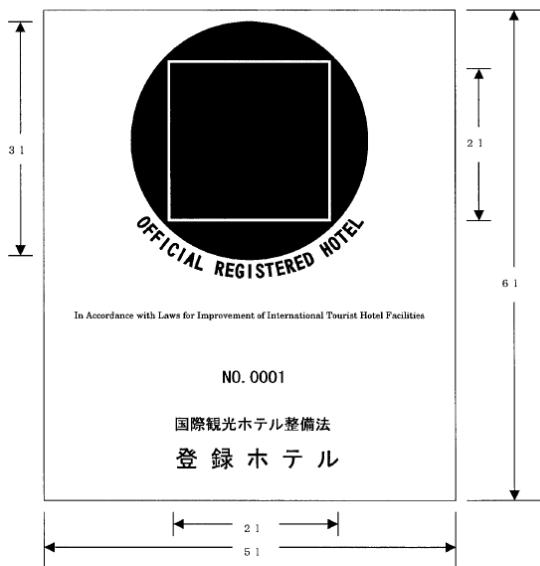
一 第四条及び第二十三条(建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令第十二条第一号及び第十三条の改正規定に限る。)の規定 整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月一日)

二 第十一条、第十四条及び第二十六条の規定 整備法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十一月十四日)

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この省令の施行の日前に、この省令による改正前の海難審判法施行規則、ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則及び航空法施行規則(欠格条項を定めるものに限る。)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、な

様式第1号(第6条関係)



備考 1. 1は、30ミリメートル以上とすること。
2. NO. 欄には、当該登録ホテルの登録番号を記載すること。
3. 地の色は銀色とし、標章及び「登録ホテル」の文字は金色とすること。

様式第2号(第18条関係)



備考 1. 1は、30ミリメートル以上とすること。
2. NO. 欄には、当該登録旅館の登録番号を記載すること。
3. 地の色は銀色とし、標章及び「登録旅館」の文字は金色とすること。

